

対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

第八条 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

(地震防災応急計画の特例)

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分(次項において「地震防災規程」という。)は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。

一 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号)

第八条第一項若しくは第八条の二第一項(これららの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程

二 火薬類取締法 (昭和二十五年法律第百四十九号) 第二十八条第一項に規定する危害予防規程

三 高圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) 第二十六条第一項(脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律)(令和六年法律第二百四号) 第十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する危害予防規程

四 ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号) 第二十四条第一項、第六十四条规定(同法第八十四条において準用する場合を含む。)及び第九十七条第一項に規定する保安規程

五 電気事業法 (昭和三十九年法律第百七十号) 第四十二条第一項に規定する保安規程

六 石油パイプライン事業法 (昭和四十七年法律第百五号) 第二十七条第一項に規定する保安規程

七 石油コンビナート等灾害防止法 第十八条第一項に規定する防災規程

八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その地震防災規程の写しを市町村長に送付

しなければならない。地震防災規程を変更したときも、同様とする。

(警戒宣言等)

第九条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

一 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)

に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。

二 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。

三 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならぬ。

四 地震災害警戒副本部長は、國務大臣をもつて充てる。

五 地震災害警戒副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

六 地震災害警戒副本部長は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 本部長及び地震災害警戒副本部長以外のす

べての国務大臣

七 地震災害警戒副本部長は、内閣府副大臣又は國務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

三 内閣府副大臣又は國務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

四 地震災害警戒副本部長は、内閣府官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(警戒本部の所掌事務)

第十一条 警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他

の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共

機関が実施する地震防災応急対策又は灾害対策基本法第五十条第一項に規定する災害応急

対策(以下「地震防災応急対策等」という。)

の総合調整に関する事務

二 次条の規定及び第十五条において準用する災害対策基本法第二十八条の六第一項の規定により本部長の権限に属する事務

三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(本部長の権限)

第十二条 警戒本部は、内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときには、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかる(以下「警戒本部」という。)を設置するものとする。

二 警戒本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間は、内閣総理大臣が閣議にかけて決定する。

(警戒本部の組織)

第十三条 警戒本部の長は、地震災害警戒本部長

かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるとときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長

(第十五条において準用する災害対策基本法第二十八条の五の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機

他の執行機関、関係指定公共機関並びに関係指

定地方公共機関に対し、必要な指示を行うこと

ができる。

二 本部長は、地震防災応急対策を的確

に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊

法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができ

る。

三 本部長は、地震災害警戒副本部長は、國務大臣をもつて充てる。

四 地震災害警戒副本部長は、國務大臣をもつて充てる。

五 地震災害警戒副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

六 地震災害警戒副本部長は、内閣府副大臣又は國務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(都道府県地震災害警戒本部及び市町村地震災害警戒本部の設置)

第十六条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は市町村長は、都道府県地
震災害警戒本部(以下「都道府県警戒本部」とい
う。)又は市町村地震災害警戒本部(以下「市町村警
戒本部」といいう。)を設置するものとする。

(都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等)

第十七条 都道府県警戒本部の長は、都道府県地
震災害警戒副本部長とし、都道府県事をもつて

充てる。

二 都道府県警戒本部に、都道府県地震災害警戒

副本部長、都道府県地震災害警戒本部員その他

の職員を置く。

三 都道府県地
震災害警戒副本部長は、都道府県

地震災害警戒本部長を助け、都道府県地
震災害警戒本部長をもつて充てる。

警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
都道府県地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員。

二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長。

三 当該都道府県の教育委員会の教育長。

四 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長（第二十三条第五項において「警察本部長」という。）。

五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者。

六 当該都道府県の区域内の市町村及び消防機関の職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者。

七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者。

八 都道府県地震災害警戒副本部長及び都道府県地震災害警戒副本部員以外の都道府県警戒本部の職員は、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

九 都道府県警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 当該都道府県の地域において指定地方行政機関の長、市町村の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関すること。

二 当該都道府県の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関すること。

三 次項の規定により都道府県地震災害警戒本部長の権限に属する事務。

四 前三号に掲げるものほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

五 都道府県地震災害警戒本部長は、当該都道府県警戒本部は、当該都道府県の区域に係る地震防災応急対策等の連絡調整に関することを示すことができる。

六 前各号に掲げるもののほか、市町村警戒本部長の長とし、市町村長をもつて充てる。

七 当該都道府県の教育委員会の教育長。

八 市町村警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関すること。

二 次項の規定により市町村地震災害警戒本部長の権限に属する事務。

三 前二号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

四 市町村地震災害警戒本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすること。

五 前三項に規定するもののほか、市町村警戒本部の組織その他必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

六 地震災害警戒本部又は市町村警戒本部の廃止は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報による地震災害に係る災害対策基本法第二十条第一項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第二十三条の二第一項に規定する市町村災害対策本部が設置された時に、廢止されるものとする。

七 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部又は九条第三項の警戒解除宣言があつたときは、速やかに廃止するものとする。

八 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

九 条款の規定は警戒宣言があつたときは、速やかに廃止するものとする。

十 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

十一 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

十二 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

十三 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

十四 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

十五 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

十六 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

十七 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

十八 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

十九 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

二十 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

二十一 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

二十二 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

二十三 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

二十四 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

二十五 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

二十六 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

二十七 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

二十八 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

二十九 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

三十 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

三十一 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

三十二 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

三十三 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

三十四 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

三十五 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

三十六 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

三十七 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

三十八 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

三十九 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第十九条

5

6

7

8

9

10

都道府県警戒本部が設置されている場合においては、災害対策基本法第十四条第一項に規定する都道府県防災会議は、同項第二項の規定にかかるわらず、同項第一号に掲げる事務で当該地震予知情報に係る地震災害に関するものを行わないものとする。

第二十一条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。
一 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
三 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

第二十二条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。
一 地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用

第二十三条 都市村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第七条第六項又は第八条第二項の規定による送付をした者（政令で定める者を除く。）が第二十二条第一項の規定による地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

第二十四条 強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の都道府県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、当該強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るために必要な措置を執るとともに、市町村長、警察官、海上保安官その他の者が実施する地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

第二十五条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第二十六条 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第七条第六項又は第八条第二項の規定による送付をした者（政令で定める者を除く。）が第二十二条第一項の規定による地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

第二十七条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第二十八条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第二十九条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十一条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十二条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十三条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十四条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十五条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十六条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十七条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十八条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十九条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第四十条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第四十一条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

模擬地震対策特別措置法第二条第十四条号の地震防災応急対策の実施をしていないことが明らかであると認めるときは、その者に対し、直ちにその実施をすべきことを指示することができる。
（地震防災応急対策及びその実施責任）

第二十二条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

第二十三条 都市村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第七条第六項又は第八条第二項の規定に規定する都道府県防災会議は、同項第二項の規定に規定する送付をしていないものの（政令で定める者を除く。）に対し、地

震災の発生により危険な事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、その者に対し、執るべき措置を明示してこれを直ちに実施すべきことを指示することができる。

第二十四条 同條第六項又は第八条第二項の規定による送付をしていないものの（政令で定める者を除く。）に対し、地

震災の発生により危険な事態を生ずるおそれがあると認める物件の占有者、所有者又は管理者（第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に対し、地

震災の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置を執るべきことを指示することができる。

第二十五条 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、当該地震の発生により危険な事態を生ずるおそれがあると認める物件の占有者、所有者又は管理者（第六条第一項又は第七条第一項若しくは第二項に規定する者を除く。）に対し、地

震災の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置を執るべきことを指示することができる。

第二十六条 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るために必要な措置を執るとともに、市町村長、警察官、海上保安官その他の者が実施する地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

第二十七条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第二十八条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第二十九条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十一条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十二条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十三条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十四条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十五条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十六条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十七条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十八条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第三十九条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第四十条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

第四十一条 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要請があつたときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

(避難の際ににおける警察官の警告、指示等)
第二十五条 警察官は、警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を感じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を執ることができる。

(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)

第二十六条 災害対策基本法第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十二条の二(同法第六十三条第四項において準用する場合を含む)、第六十三条第一項及び第二項、第六十七条、第六十八条、第七十四条、第七十五条の四並びに第七十九条の規定は、警戒宣言が発せられた場合について準用する。この場合において、同法第五十八条中「災害応急対策責任者」とあるのは、「大規模地震対策特別措置法第二条第十四号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第六十条第四項中「報告しなければ」とあるのは、「報告し、及び管轄警察署長に通知しなければ」と読み替えるものとする。

3 災害対策基本法第八十六条の規定は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な国又は財産等の貸付け又は使用について準用する。(応急公用負担の割合)

2 災害対策基本法第六十三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。
都道府県知事は、第二十一條第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要がある場合及

ると認めるときは、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第八条から第十条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を發し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。

(地震状況等の報告)

第二十八条 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、政令で定めるところにより、当該市町村の居住者等の避難の状況等を都道府県警戒本部に報告しなければならない。この場合において、都道府県地震災害警戒本部長は、当該報告の概要を警戒本部に通知しなければならない。
前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第二十一條第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、地震防災強化計画の定めるところにより、当該措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。

(地震防災応急対策に要する費用の負担)

第二十九条 国は、地震防災強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に関する事業が円滑に実施されるようにするため、予算の範囲内において、当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。
國又は地方公共団体は、第一項、第三項又は前項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
第三項又は第五項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。

8 前項の公用令書には、政令で定めるところにより、次の事項を記載しなければならない。
一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所
(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
二 当該処分の根拠となつた法律の規定
三 保管命令があつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、土地又は家屋の使用にあつては使用する土地又は家屋の所在する場所及び当該使用に係る期間、物資の使用又は収用にあつては使用又は収用する物資の種類及び数量、物資の所在する場所並びに当該使用又は収用に係る期間又は期日

の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及

び第五項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。

(避難状況等の報告)

(地震防災応急対策の実施)

第二十九条 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、政令で定めるところにより、当該市町村の居住者等の避難の状況等を都道府県警戒本部に報告しなければならない。この場合において、都道府県地震災害警戒本部長は、当該報告の概要を警戒本部に通知しなければならない。
前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。
指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第二十一條第一項第四号から第八号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があるときは、政令で定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を報告しなければならぬ。

(地震防災応急対策に要する費用の負担)

(補助等)

第三十条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、地震防災応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)

第三十一条 災害対策基本法第九十二条の規定は第二十六条第一項において準用する同法第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定による応援に要した費用について、同法第九十三条の規定は第二十六条第二項において準用する同法第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第九十四条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第九十五条の規定は第十三条第一項の規定による地震灾害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用について、それぞれ準用する。

(強化地域に係る地震防災訓練の実施)

第三十二条 第三条第一項の規定による強化地域の指定があつたときは、当該地域に係る指定行政機関の長は、第二十七條第五項の規定により権限に属する事務の一部を行ふ市町村長を含む)の協力命令又は保管命令に従わなかつた者

(罰則)

第三十三条 国は、地震の発生を予知するため、地震に関する観測及び測量のための施設及び設備の整備に努めるとともに、地震の発生の予知に資する科学技術の振興を図るために、研究体制の整備、研究の推進及びその成果の普及に努めなければならぬ。

(科学技術の振興等)

第三十四条 この法律の適用については、特別区第一項に規定する者は、同項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私

(特別区についてのこの法律の適用)

第三十五条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定め(政令への委任)

(科学技術の振興等)

第三十六条 次の各号のいづれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

一 第二十七条第三項の規定による都道府県知事(同条第四項の規定により権限に属する事務の一部を行ふ市町村長を含む)の協力命令

(罰則)

二 第二十七條第五項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長(第十五条の五第一項の規定により権限の委任を受けた職員を含む)の保管命令に従わなかつた者

(罰則)

第三十七条 第二十四条の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかつた車両の

運転者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一第二十七条第三項（同条第四項の規定による権限に属する事務の一部を行ふ場合を含む。以下この条において同じ。）又は第五項（第十五条において準用する災害対策基本法第二十八条の五第一項の規定による権限に属する事務の一部を行ふ場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第二十七条第三項又は第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 第二十条において準用する災害対策基本法第五十二条第一項の規定に基づく内閣府令によつて定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

二 第二十六条第一項において準用する災害対策基本法第六十三条第一項の規定による市町村長又は同条第二項の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかつた者

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十六条又は第三十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要な経過措置その他の

この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（昭和六一年一二月四日法律第九三号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八四号）抄

（政令への委任）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成六年六月二十四日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成七年四月二一日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成七年一二月八日法律第一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八四号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成八年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成八年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成八年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（施行期日）

この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附則第一百六十三条规定による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八四号）抄

（政令への委任）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

四十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成八年三月三一日法律第一四号）抄

（政令への委任）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（平成八年三月三一日法律第一四号）抄

（政令への委任）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（政令への委任）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（政令への委任）

第一条 この法律（第一条を除く。）は、昭和五九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）抄

（政令への委任）

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○二号) 抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定(公布の日)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成一一年二月二二日法律第
一六〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

二 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

(第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定)

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)

附則(平成一五年六月一八日法律第九
二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条の規定並びに附則第七条、第八条、第九条第五項、第十二条から第十四条まで、第四十四条、第四十七条、第四十九条、第五十条(「第二条第十二項」を「第二条第十三項」に改める部分に限る。)、第五十二条及び第五十三条の規定(平成十六年四月一日

附則(平成一八年一二月二二日法律第
一八八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一九年六月二二日法律第九
三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二三年八月三〇日法律第一
〇五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二三年八月三〇日法律第一
一八八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二三年八月三〇日法律第一
一八九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二三年八月三〇日法律第一
一九〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二五年六月二一日法律第五
四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二五年六月二一日法律第五
四号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二七年六月二四日法律第四
七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規定）及び第十二条の二十の項及び五十三条の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに

附則第十一條から第十三條まで、第十六條及び第十七条の規定（公布の日）

正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに

附則第十一條から第十三條まで、第十六條及び第十七条の規定（公布の日）

第一号抄（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第五条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する規定）及び第十二条の二十の項及び五十三条の項の改正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに

附則第十一條から第十三條まで、第十六條及び第十七条の規定（公布の日）

正規定を除く。）及び第十三条の規定並びに

附則第十一條から第十三條まで、第十六條及び第十七条の規定（公布の日）

1 (施行期日)
号抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第十四条の規定は、公
布の日から施行する。
（政令への委任）

第十四条 この附則に規定するものほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。
（政令への委任）

1 (施行期日)
号抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、附則第十四条の規定は、公
布の日から施行する。
（政令への委任）

1 (施行期日)
号抄
第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定（公布の日）